

健康関連取引適正事業団（事務局・名古屋）から「法遵守を前提と  
 法律事務所所長）からと「法遵守を前提と  
 業団（事務局・名古屋）は、複数人による応対  
 市東区、赤堀真二理事 や、やり取りの記録の  
 長）は1月18日に新年 保存などが有効になり  
 総会（会場ⅡKKRホ 得る旨が述べられた。  
 テル名古屋）を開催し 事務局長によれば、加  
 た。顧問弁護士および 企業の間でも、契約当  
 税理士によ る法律知 識講座で は、カス  
 マーハラス メントへの 対応と、税 制改正によ

健取団

## 新年総会開催、顧問による法律講座実施

### カスハラ対応、「103万円の壁」撤廃を解説

「103万円の壁」撤廃の影響が解説され、赤堀理事長は改正景品表示法のポイント等を説明した。

カスハラ対応を解説した顧問弁護士の竹田卓弘氏（竹田卓弘総合

法律事務所所長）からと「法遵守を前提と  
 は、複数人による応対して誠意を持ちつつ、  
 や、やり取りの記録の毅然とした対応が必要  
 保存などが有効になりとなる」（赤堀真二理  
 得る旨が述べられた。事務局長によれば、加  
 企業の間でも、契約当 顧問税理士の加藤久  
 法が規制する優良・有では、永年  
 罰則規定の拡充、適格 記念品が贈呈された。  
 大綱案は、基準額を1 消費者団体による開示  
 23万円に引き上げる 要請規定などを解説し  
 方針を盛り込んでいるた。  
 1月23日時点。 総会後に行われた新  
 赤堀理事長は、景表 年・異業種交流懇親会  
 ら役員を務めてきた。

も氏（加藤税理士事務 利誤認表示の適用ライ 役員表彰を  
 所長）は、所得税や ンについて、宣伝講習 実施。専務  
 社会保険の支払い、扶 販売の会場における商 理事を勇退  
 養控除の適用に関わる 品説明等を事例に解 する脇岡信  
 所謂「年収103万円 説。昨年10月に施行さ 晋氏（トラ  
 あるという。「カスハ の壁」が見直された場 された改正法について ストエイチ  
 ラは、どの会社にも共 合、会社の経理事務等 は、確約手続きの導入 エス代表）  
 通して起こり得るこ に及ぼす影響について や課徴金制度の強化、 に表彰状と  
 ント解説も実施

